

県北広域振興局長告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年3月28日

県北広域振興局長 佐々木 哲

1 通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310710314	医療法人健生会	竹下医院	久慈市中の橋一丁目5番地	令和7年3月5日

2 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310710314	医療法人健生会	竹下医院	久慈市中の橋一丁目5番地	令和7年3月5日